

三田市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第32条 省略</p> <p>第33条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第32条 省略</p> <p>第33条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。</p> <p>以下省略</p>